

武蔵野市 避難所運営の手引き

平成 30 年 12 月

～目 次～

■はじめに ～避難所運営手引きの作成にあたり～	1
■手引きの目的など	4
■手引きの構成と流れについて	5
1. 避難所生活をイメージしましょう	7
2. 避難所運営委員会の設置・各運営チームの役割分担.....	9
3. 避難所開設準備	11
4. 避難スペースの確保など	13
5. 避難者カードの記入・避難者名簿の作成.....	17
6. 安否確認.....	19
7. 避難行動要支援者対策.....	20
8. 災害時地域支え合いステーション	21
9. 避難所の運営ルールの作成	23
10. さまざまな避難者への対応	23
11. 情報の提供	27
12. トイレ	29
13. ライフライン確保.....	33
14. 食料・水・救援物資などの管理・配給.....	36
15. ゴミ対応	39
16. 健康・衛生管理	41
17. プライバシー確保.....	44
18. 防火対策	46
19. 防犯対策	48
20. 避難所の清掃・整理整頓	49
21. 暑さ・寒さ対策	50
22. 各関係団体への連絡・連携	51
23. 電話問い合わせへの対応	52
24. 避難所でのマスコミ対応	53
25. ボランティア受入対応	55
26. 帰宅困難者対応	56
27. 避難所撤収	57
28. 記録の作成	58

■はじめに ～避難所運営手引きの作成にあたり～

1995 年 1 月 17 日に発生した阪神・淡路大震災では、行政も地域の住民も大きな被害を受け、混乱の中で避難所生活を始めたことが知られています。その後の 2004 年新潟県中越地震、2007 年新潟県中越沖地震、2011 年東北地方太平洋沖地震などの大きな地震でも、程度の差こそあれ、避難所生活を余儀なくされたことは変わりませんでした。

今後 30 年以内に 70%の確率で大きな地震が発生すると言われており、武蔵野市内でも大きな被害が発生するかもしれません。その場合、皆さんが避難所生活を送ることになることは想像に難くありません。

年 月	主な地震名	規模・人的被害
1993 年 7 月 12 日	北海道南西沖地震	M7.8 死者 202 名
1995 年 1 月 17 日	兵庫県南部地震 (阪神・淡路大震災)	M7.3 死者 6,434 名
2001 年 3 月 24 日	2001 年芸予地震	M6.7 死者 2 名
2004 年 10 月 23 日	2004 年新潟県中越地震	M6.8 死者 68 名
2005 年 3 月 20 日	福岡県西方沖地震	M7.0 死者 1 名
2007 年 3 月 25 日	2007 年能登半島地震	M6.9 死者 1 名
2007 年 7 月 16 日	2007 年新潟県中越沖地震	M6.8 死者 15 名
2008 年 6 月 14 日	2008 年岩手・宮城内陸地震	M7.2 死者 17 名
2011 年 3 月 11 日	東北地方太平洋沖地震	M8.4 死者・不明者 約 19,000 名
2016 年 4 月 16 日	2016 年熊本地震	M7.3 死者 161 名

上表 最近発生した主な地震

○避難所には多くの人が避難してきます！

大地震などの大きな災害が発生した場合には、建物の倒壊や、ライフライン（電気、電話、上下水道、ガスなど）のストップなど、様々な被害が発生します。市民の皆さんは、「家が倒壊・大破・焼失してしまった」あるいは家屋に被害がないまでも「トイレが使えない」「電気・電話が使えない」「家族と連絡がとれない」などの大きなストレスにさらされることになります。

被災した方の多くは、一時的に避難生活を送る場所として、家族と会う場所として、あるいは情報収集の場所として、避難所である学校に集まってきます（武蔵野市における被害想定では、約 32,000 人の市民が避難すると想定されています）。避難所は震災直後、避難者で溢れるおそれがあります。

○避難所では色々な問題が発生します！

避難所では多くの人たちが狭いスペースの中で避難生活を送ることになります。



写真 新潟県中越沖地震発生時の避難所の様子
幼児から高齢者の方に至るまで、様々な方が避難してきています。

避難所では快適性は望めず、暑さや寒さにも耐えなければなりません。

食事や水、物資などの救援物資が運び込まれてきても、避難者数が把握できていなかったり、配布ルールが決まっていなければ、分配をめぐってトラブルが発生してしまうでしょう。

また、避難所内のルールを決める際に自発的に決めずに市職員などに任せきりにしておくと、避難所の運営、避難者間の問題も自分達で解決できず、トラブルも多く発生する傾向にあったことが阪神・淡路大震災時でも知られています。

その他、トイレの問題、プライバシーの確保の問題、要配慮者の対応など、発生する問題には枚挙にいとまがありません。

○避難所運営の主体は住民！

阪神・淡路大震災では、避難所に来る予定の市職員や避難所施設管理者（学校職員など）自身が被災したり、交通手段がストップするなど、避難所に来ることができないケースが多く発生しました。武蔵野市でも、市職員や教職員が市外から通勤している場合も多く、阪神・淡路大震災と同様の状況にならないとも限りません。

また、避難所に派遣される市職員は、市災害対策本部の指示を受けて様々な対応を行いますが、一箇所の避難所に派遣される人数は限られており、避難者の意見を取り入れたきめ細やかな避難所運営まで行うことは実際には困難です。市職員がルールを決めた避難所では、住民と市職員の間でトラブルが多く見受けられましたが、避難者が自主的に運営委員会をつくり、協議の上でルールを決め、運営を進めた避難所では、トラブルが非常に少なかったことも知られています。

以上のように、市民のみなさんが避難所運営組織を中心とした避難所運営委員会をつくり、自主的に避難所運営を行う心構えを持つことが、非常に重要です。

また、避難所運営を住民が自主的に行うことにはもう一つ大きなメリットがあります。

市職員等に依存せず住民が自主的運営を行った避難所では、住民の自立心も育ち、避難所生活をより早く終えて、復興に向け新たな生活を進められたことが阪神・淡路大震災時の事例で知られているのです。



写真 武蔵野市境南地区避難訓練時の
住民間での打合せの状況

○事前に対応策を考えておくことが肝心！

避難所生活でどのような問題が発生するかを知るとともに、その対応策をあらかじめ考えておけば、トラブルの発生を少なくすることができます。避難所の運営に携わる方々（避難所運営組織など、防災に関心が高く、地域で活躍する人たち）がこれらの情報を知っておくことで、避難所の運営に大きな差が出てくるはずです。

■手引きの目的など

手引き作成にあたり、作成の目的、手引きが対象とする人、最終的な目標などを以下のとおり設定しました。

（目的）

この手引きは、大地震などの大きな災害が発生して避難所が開設された場合に起こりうると予想される問題および対応例を示し、住民の方が対応を考える際の一助となることを目的に作成しました。

（対象）

避難所運営組織など地域の防災活動に活躍する人たちを対象としました。

（最終的な目標）

避難所生活に「適応」することを目標とするのではなく、避難した方々が「自立」した日常生活にできるだけ早く戻ることを目標としています。

（避難所開設期間の設定）

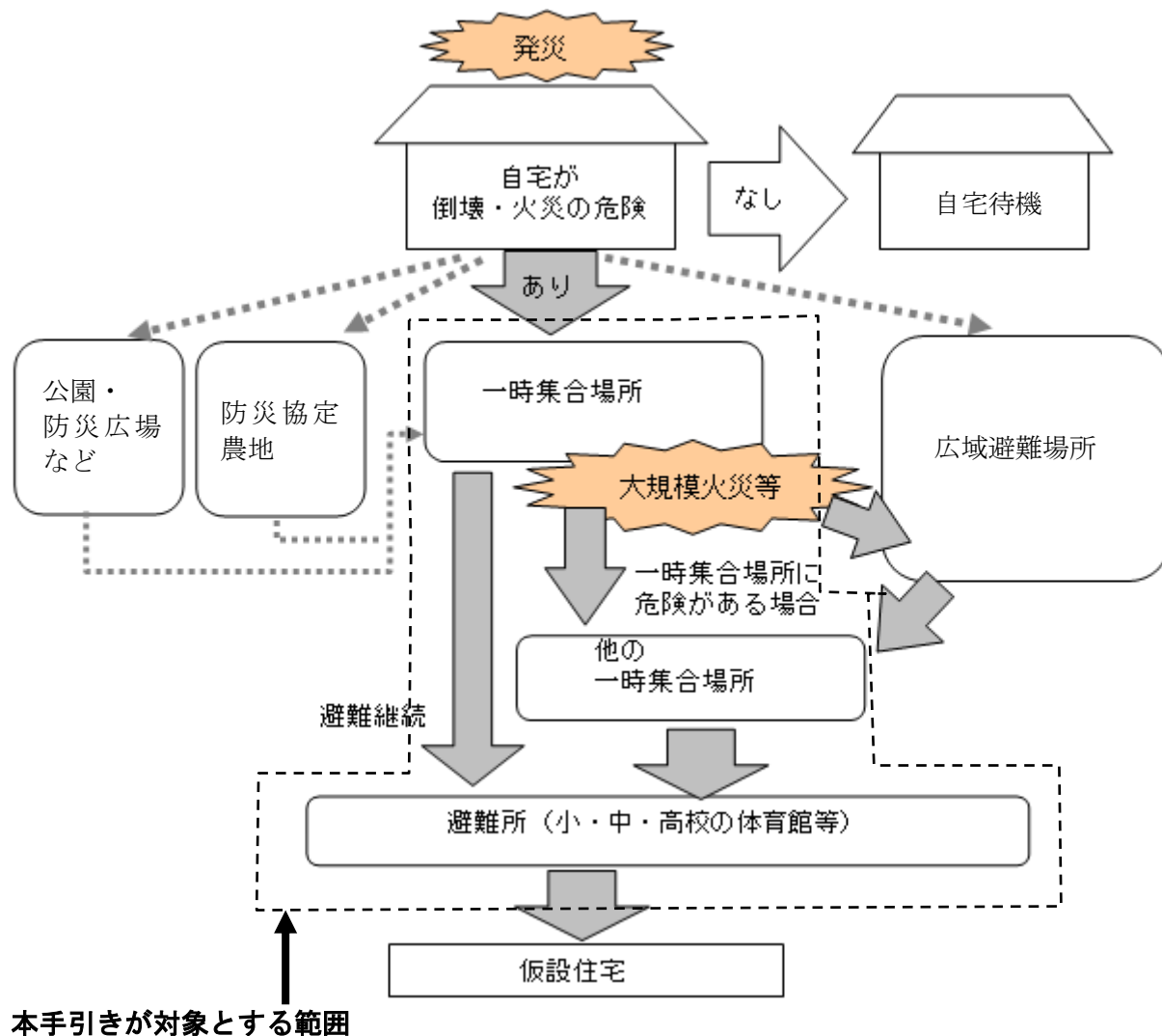
災害救助法では避難所の開設期間は原則「災害発生の日から7日以内」とされており、避難所として指定されている学校については、「避難する場所」として建てられたものではないため、本来の用途である「教育の場」としてできるだけ早く再開することが望まれます。

そのため、ここでは避難所開設期間を「7日間」として設定しました。（状況により期間を延長する必要がある場合は、知事の事前承認を受ける必要があります。〔武蔵野市地域防災計画本編 P.410 3. 避難所の開設期間より〕）

■手引きの構成と流れについて

(1)手引きの流れについて

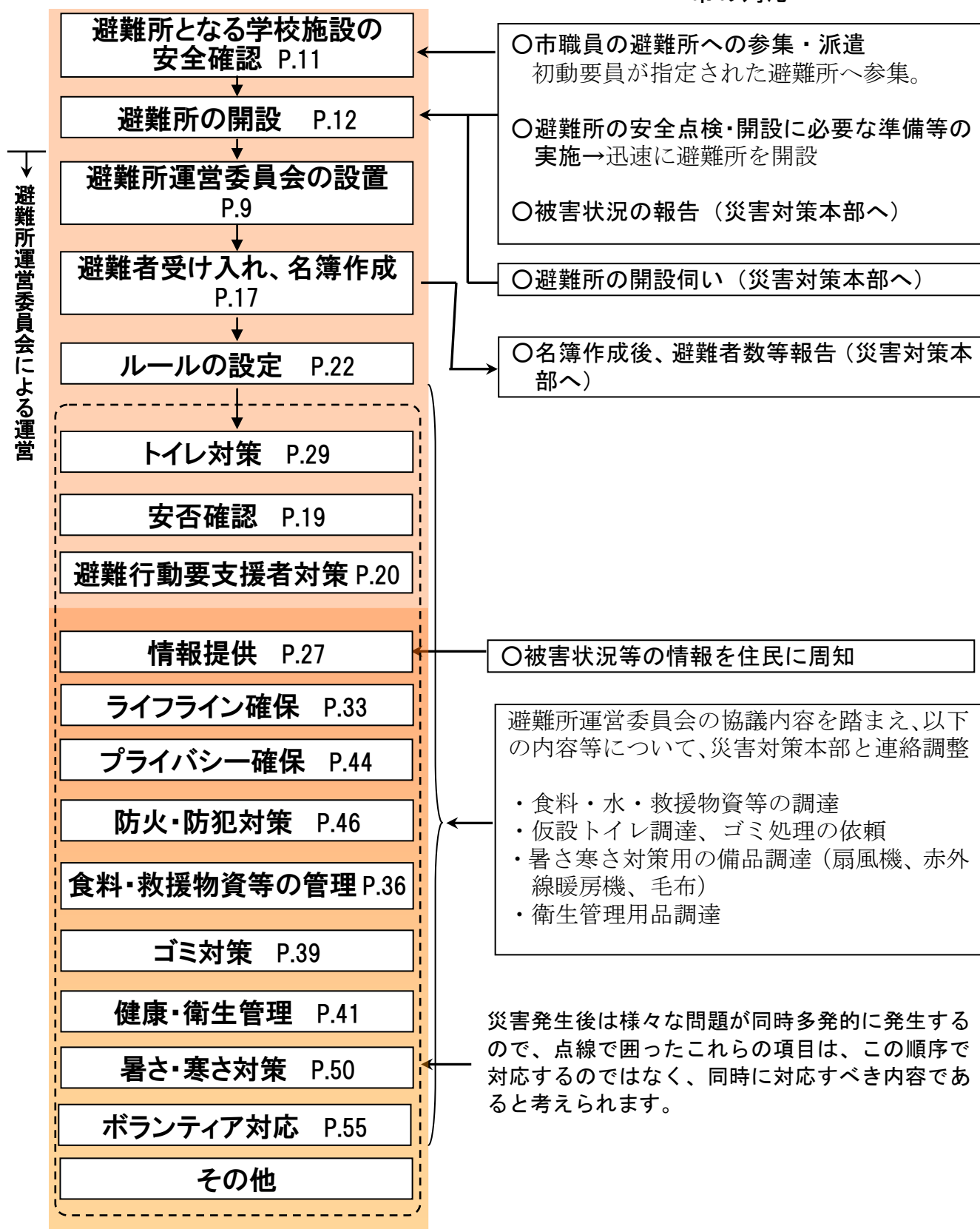
災害発生直後から7日間の中で、避難所での対応、市の対応する内容を整理しました。



避難のフロー
〔武蔵野市地域防災計画 本編 P. 408 地震時の避難システム〕

避難所生活における対応フロー

市の対応



1. 避難所生活をイメージしましょう

(1)避難スペース

避難所では、体育館などでの生活となり、寝具は毛布程度という状況になります。加えて、災害発生直後は避難所に多くの人が集まるため、足の踏み場もないような状態になるかもしれません。



(2)トイレ

避難所生活において、水・食料と並んで深刻な問題がトイレです。衛生面での問題（排泄物を放置したことによる伝染病発生の危険）のほか、災害発生直後は数の不足が問題となります。また、トイレの我慢は精神的、肉体的に大変な苦痛を与えます。

トイレの衛生管理、数の不足の解消（備蓄されたトイレの活用＋仮設トイレ調達の要請）、トイレの使用に際してルールづくりを行わなければなりません。

(3)暑さ寒さ対策

体育館などの避難所には冷暖房施設がない場合がほとんどなので、工夫をして暑さ寒さを耐えしのぐ必要があります。そのほか、暑さによる脱水症状、寒さによる風邪の蔓延などを予防する必要があります。

(4)健康管理

多くの人が生活する避難所では、自分の体調は自分で管理する必要があります。また、普段から薬などを服用されている方は、あらかじめ準備して避難所に持参することが必要になります。

(5)名簿作成

避難所開設時に、全ての避難者の把握や家族の安否確認は困難です。避難者による避難所の運営体制が整い次第、世帯毎に調査票を提出してもらい、名簿作成を進めることが重要になります。

(6)避難所運営委員会の立ち上げ

避難所が設置されたら、避難所運営組織のメンバーを中心として、避難者により運営委員会を立ち上げ、組織的に運営することが大切です。避難者自身が参加し運営していくことが重要となります。

(7)要配慮者対応

災害時は、「他人の事までかまっている余裕はない」となりがちです。そのような時こそ、高齢者・障害者・乳幼児などの要配慮者への心配りが大切になります。

(8)女性・子どもへの配慮

女性や子供は特別なニーズを持った存在です。生理用品や更衣室、授乳室の必要性等に配慮することで、多くの人が安心して過ごすことができる環境が維持できます。また、女性自身の視点から、避難所運営を実施するために、委員会への女性の参画を促しましょう。

女性が避難所運営の意思決定に加わることができるよう配慮することで、特に高齢者や障害者、子どもたちの命・健康のリスクの見守り体制が強化されることになり、避難所の質の向上につながることを期待されます。



阪神・淡路大震災時の被災状況

2. 避難所運営委員会の設置・各運営チームの役割分担

「はじめに」でも述べたように、災害発生直後は市職員（初動要員）（以下「市職員」という。）が迅速に避難所へ向かうことができない場合も考えられます。また、過去の事例から、避難者が自主的に運営委員会をつくり、協議の上でルールを決め、運営を進めた避難所では、トラブルが少なかったといわれています。

このようなことから、避難所運営組織を中心とした避難所運営委員会を立ち上げ、避難者による自主的な運営を行なっていくことが望ましいと考えられます。

(1) 避難所運営委員会の立ち上げ

避難所運営委員会（以下「委員会」という。）の立ち上げは、できるだけ早く行います。また、初期段階では応急的な組織を立ち上げ、態勢が整った時点で本格的な委員会への移行も考慮します。

立ち上げ段階では、市職員や避難所の施設管理者等へ必要に応じて協力を求めるものとします。

(2) 組織の構成

①委員会は避難所運営組織の代表、地域の団体や町内会の役員などで構成するものとし、できるだけ速やかに設置します。

②委員会は、運営を効率的に行えるように、役職・チームを決めます。

平時から避難所運営組織のメンバーは役職・チームを決め、名簿を作成しましょう。

（以下はチーム構成例）

- ・会長、副会長 ・総務チーム ・名簿チーム ・食料チーム
- ・物資チーム ・救護チーム ・衛生チーム ・連絡、広報チーム
- ・防犯・防火チーム ・安否確認チーム
- ・地域支え合いステーションチーム

また、会長、副会長及び各チームのリーダーからなる「委員会本部」を設置します。

③避難所に派遣される市職員は、委員として運営には携わりませんが、本部と連携し、災害対応にあたります。施設の管理者も同様です。

④委員会の会長は、避難所内の意見・要望等を皆で共有できるよう、定期的に市職員、施設管理者を交えて会議を開催します。

⑤委員会は、決定した内容について掲示板や校内放送により、避難者へ積極的に情報提供していく必要があります。

⑥委員会スタッフは、ベストや名札などの目印をできるだけ身につける

ようにします。

⑦委員会の事務局は、総務チームが担当し、会議の準備や記録を作成します。

⑧避難所の運営には、女性の視点を取り入れやすいよう、平常時から、女性もリーダーシップを発揮しやすい体制を確立します。

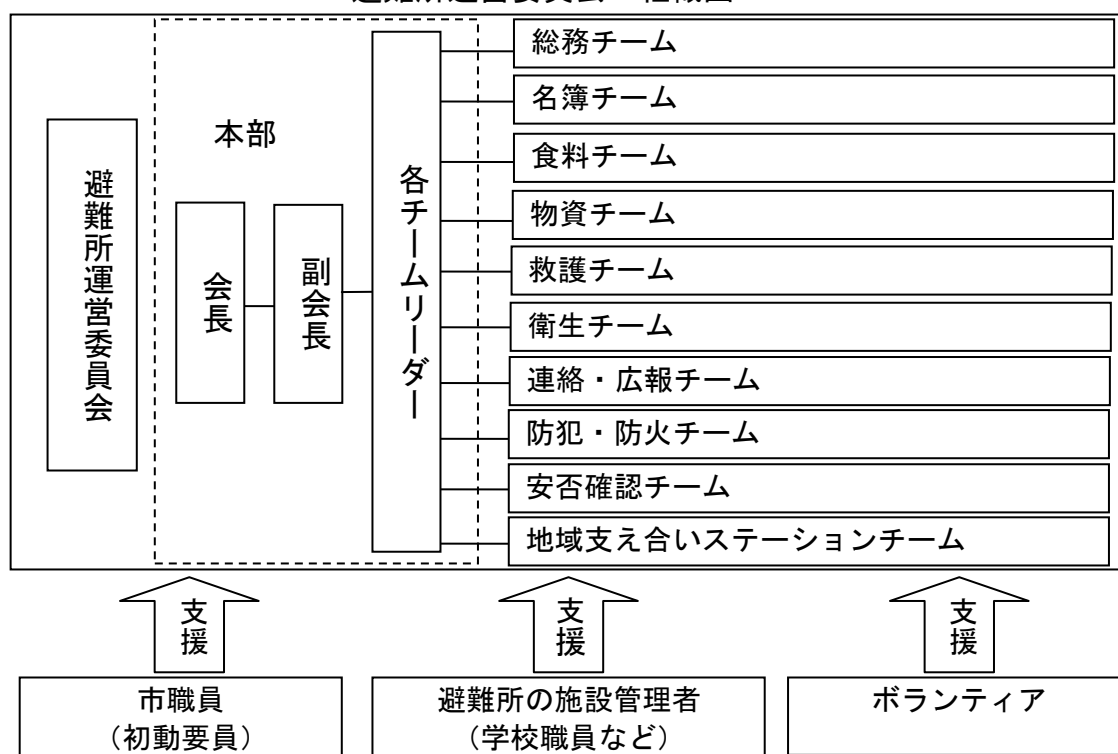
⑨多様性の観点から、男女双方、さまざまな年代や立場の方に参加してもらい、避難所運営において必要な配慮を行えるようにします。

(3)各運営チームの設置

委員会は、避難者の公平性やチーム員の健康状態などを考慮し、適宜チーム員の交替を行うようにします。

- ①会長・副会長 : 委員会運営総括
- ②総務チーム : 避難所の管理、ボランティアの受け入れ、市職員との連絡調整、記録の作成、委員会事務局
- ③名簿チーム : 名簿の登録・管理
- ④食料チーム : 食料の管理・配給、炊き出し、飲料水の確保
- ⑤物資チーム : 物資の管理・配給
- ⑥救護チーム : 救援、保育活動の支援
- ⑦衛生チーム : ゴミ、トイレ、掃除、衛生管理、生活用水の管理
- ⑧連絡・広報チーム : 情報の収集、避難者への伝達、避難者ニーズの把握
- ⑨防犯・防火チーム : 避難所の警備、防火・危険物対策
- ⑩安否確認チーム : 避難行動要支援者の安否確認、避難行動支援
- ⑪地域支え合いステーションチーム : 地域支え合いステーションの開設、運営

避難所運営委員会 組織図



3. 避難所開設準備

災害発生後、市職員、避難所運営組織及び施設管理者（学校職員など）（以下「施設管理者」という）は応急危険度判定員（安全点検スタッフ）の協力を得て、発災後3時間以内を目標として、学校施設の安全確認、ライフラインの確認をします。安全確認が済み次第、災害対策本部に被害状況等の報告を行い、開設伺いを実施します。災害対策本部長から開設指示があった場合は速やかに避難所を開設します。その後災害対策本部に開設した旨を連絡し、備蓄物資の確認、避難者の誘導を行います。

(1) 避難所開設要員の参集

①避難所運営組織のメンバー、市職員、施設管理者は、災害が発生した場合に、下表のように一時集合場所・避難所に指定された学校に参集します。

	市役所業務時間内 (平日の昼間)	市役所業務時間外 (休日または夜間)
避難所運営組織	各学校に参集する	
市職員	市内に震度5弱以上の地震が発生した場合、あらかじめ決められた学校に参集し、施設の安全確認を行う。	
施設管理者 (学校職員)	児童を保護者に引き渡し、生徒を安全に下校させる。(原則)	各学校に参集する。

(2) 学校施設の安全確認

避難者の生命を守るために、建物が避難所として安全に使用できることを確認することが最重要です。「安全点検セット」(防災倉庫に保管)に収納されている資器材等を活用して、点検を実施します。

- ・建物構造の被害チェック
→「建物等チェックシート」(資料参照)
- ・建物の内部の被害チェック
→「施設の安全点検のためのチェックリスト」(資料参照)

を活用してください。

- ①早期避難者および市職員は、参集時に収集した学校周辺の被災状況を整理し、火災等による延焼被害の危険がないことを確認します。
- ②学校の安全性を確認するため、発災後3時間以内を目標として、施設の点検を行います。危険度の判定は、震度5弱以上の地震が発生した場合、各学校の安全点検スタッフとしてお願いしている、専門の資格保持者(応急危険度判定員または建築士)の協力を得て実施します。判

定は外まわりから屋内の順で行います。

- ③安全点検スタッフが来られない場合は、市職員、施設管理者などが一緒に複数で、学校施設を使用できるかどうかの判断をします。
- ④建物を使用できると判断した場合、必要に応じて散乱した危険物（ガラスなど）を取り除きます。また、危険と思われる箇所については、立入禁止と明示します。
- ⑤施設の安全が確認された場合は、目立つ箇所に「調査済（安全）」と掲示します。



施設の点検報告状況例



危険な箇所はテープ等で立ち入り禁止とします

(3)ライフライン等の確認

建物の判定結果が「調査済（安全）」のときは、市職員は施設管理者、避難所運営組織などと連携して、施設機能の確認のために電気、ガス、水道、電話、放送設備などを点検します。

施設により、使用しているライフラインの状況が異なりますので、平常時から確認の手順や運営メンバーの役割分担を確認しておきましょう。

ライフラインを点検した結果は、施設の入り口に分かりやすく掲示します。

(4)備蓄物資の確認

市職員は学校に備蓄されている物資を確認します。

(5)避難所の開設、避難者の誘導

- ①施設の安全確認後、市職員は災害対策本部に報告のうえ開設指示を受けてから、避難所の入り口に避難所開設の掲示をします。
- ②自宅に戻れない避難者に避難所開設の連絡を行い、避難場所へ誘導します。
- ③施設の安全が確認できなかった場合は、市職員は災害対策本部からの指示を仰ぎ、避難者を別の避難所に誘導します。また、施設入口に立入禁止の旨を明示します。

4. 避難スペースの確保など

避難所におけるスペースの利用方法は、先々のことを考えて、市職員、避難所運営組織及び施設管理者と協議をして決める必要があります。

避難所内のスペースはどこでも使ってよいわけではありません。学校の開放場所は、避難者数に応じて、体育館、集会室等の予め決められた開放優先順位に従い順次開放します。

避難所の円滑な運営を行うには、大きく分けて以下の5つのスペースを設ける必要があります。

- ①避難所運営スペース（避難者の居住スペース近くの1～2部屋および廊下などの共有スペースなど）
- ②救援活動スペース（数部屋程度（保健室含む））
- ③プライバシー確保用スペース（1～2部屋程度）
- ④屋外スペース（校庭の一角）
- ⑤一定の配慮を要する避難者のためのスペース（おもいやりルーム（福祉避難室））

(1)避難所運営スペース

避難所運営のために必要なスペースで、以下のものがあります。

○避難者の受付

受付は、体育館入り口など、雨風をしのげる場所に設けるものとします。

○委員会本部

受付近くに設けることが望ましいですが、スペースが確保できない場合は、長机やパーティションで囲って事務スペースを設けます。

○広報場所

住民が情報を収集できるようなるべく出入口近くに設けます。

『広報掲示板』（災害対策本部等からの情報の掲示）と『伝言板』（避難所運営のための情報、避難者同士の情報交換、安否確認に関する情報の掲示）に分けて表示します。（「11. 情報の提供」(3)②も参照のこと）

○会議場所、仮眠所（委員会用）

事務室や仮設テント等に設けます。

○災害用特設公衆電話の設置場所

各市立小中学校にはNTTの災害用特設公衆電話を5台用意してあります。
1台は避難所本部用とし、残りの4台は避難者用として使用場所を設けます。

(2)救援活動スペース

物資の配布などを行うスペースで、以下のものがあります。

○物資等の保管室

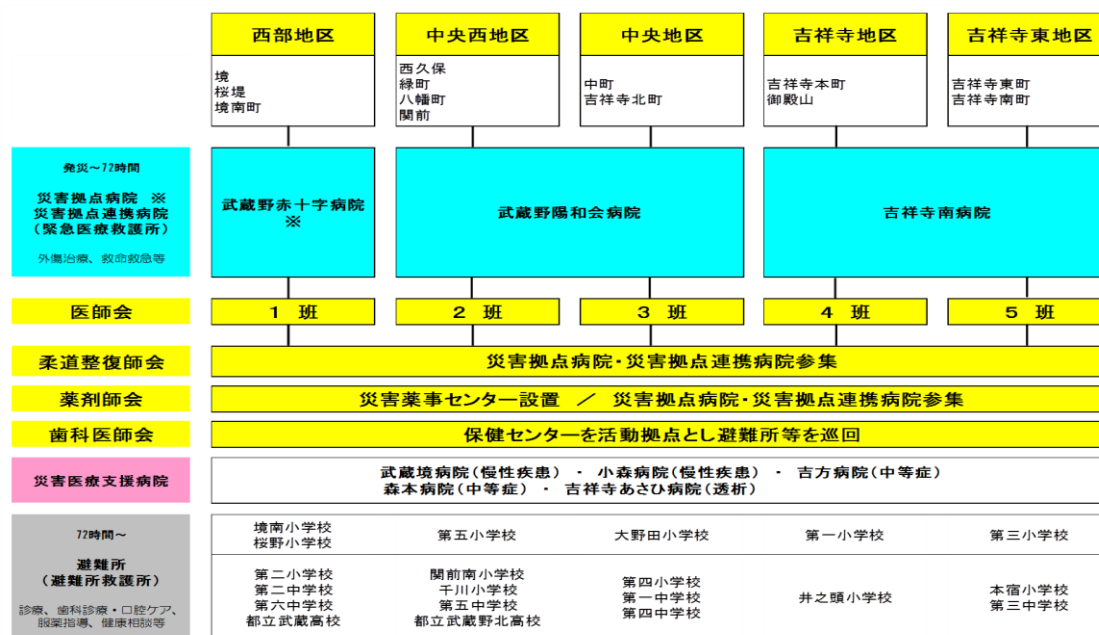
市等から供給された食料や物資などを一時的に保管するスペースを設けます。

○物資等の配付場所

食料や物資等を配付する場所を設けます。雨風をしのげる屋根のある広い場所や、屋外にテントを張ることが考えられます。

○避難所救護所

避難所救護所は、急性期（発災よりおよそ72時間）以降に一部の避難所に設置・運営する救護所で、巡回する医師等により診察、歯科診療・口腔ケア、服薬指導、健康相談等を行います。



○救護室

避難所救護所を設けない避難所では、原則として保健室を救護室として設け、ごく簡単な治療、応急処置を行えるようにします。

○相談所

他の人の声が聞こえないプライバシーが守られる場所に、メンタルケアやその他の悩みについて相談できる場所を確保します。

(3) プライバシー確保スペース

○避難者のプライバシー確保スペース

避難者が生活をするスペースのほか、プライバシーを確保できるようなスペースも必要です。市では各避難所に「プライベートルーム」（組み立て式）を用意していますので、必要に応じて、女性の更衣室や授乳室などとして利用できるようにします。また、女性のみで集える場所や、乳幼児を抱える母親たちが周囲を気にせず授乳や休憩、睡眠がとれる場所も必要です。



プライベートルーム
イメージ図

○来訪者用の面会スペース

避難者の生活スペースに避難者以外の人が入ることはプライバシーの面だけでなく防犯面からも望ましくないため、来訪者が来た場合に避難者が話したりすることのできるスペースを用意します。

(4) 屋外スペース

トイレやゴミ集積所など、屋外に設置すべきスペースで、以下のものがあります。

○下水道直結型災害用トイレ

避難所となる市立小中学校に、耐震化された下水道に直結している「マンホール型トイレ」を設置します。

○ゴミ集積場

原則として、屋外で就寝場所に臭いが届かない所、ゴミ収集車が進入しやすい所に分別収集できるスペースを確保します。（可能であれば屋根があり、直射日光が当たらない場所が望ましい）

○物資等の荷下ろし場・配給場所

トラックなどの搬送車が進入しやすい所に確保します。物資等の保管・配給場所が広く確保できない場合は、屋外に仮設テント等を設けることも考えられます。

○炊事・炊き出し場

避難所の体制が整い、炊き出しが可能になった段階で、避難者自らで炊事、炊き出しができるよう釜などの資機材設備等を屋外に設置します。なお、火気を使用するため、屋外など換気のよい場所に設置することが望まれます。

○ペットの受入れ場所

ペットアレルギーや動物が苦手な避難者への配慮等も踏まえて、あらかじめ避難所に同行できるペットの種類や、受け入れ態勢、方法、場所等を協議しておく必要があります。

ペットの受け入れについては、原則、避難者の居住スペースとは別に、ペットの飼育スペースを設けます。

※駐車場

避難所の屋外スペースには緊急車両用の駐車場は設けますが、災害発生直後の一般車両の進入は禁止されるため、一般車両用の駐車場は設けないものとします。

(5)配慮を要する避難者のためのスペース(おもいやりルーム(福祉避難室))

○高齢者や障害者、妊婦など、専門的なケアは必要ないが一定の配慮が必要な避難者のために、一般避難者とは別に、「おもいやりルーム」を確保します。

○「おもいやりルーム」の設置は学校と協議しながら、対象者の状態などにあわせ、音楽室等の部屋をあてたり、対象ごとに部屋の中を間仕切り等で区切るなど必要な空間を確保するよう努めます。

○学校避難所内に設置できない場合に、近隣のコミュニティセンター(災害時地域支え合いステーション)の和室等も活用します。

(詳細は、「8. 地域支え合いステーション」を参照のこと。)

5. 避難者カードの記入・避難者名簿の作成

避難者が避難所に入所する際に、名簿チームは避難者受付カードに名前や特別な支援の有無などを記入してもらい、それをもとに、支援物資、食糧配給などの人数を確認するための避難者名簿を作成します。

(1) 避難者カードの記入

- ①委員会が避難者を避難所に誘導後、名簿チームは新たに入所する避難者に避難者受付カードを配布し、記入後に回収します。

避難者受付カードの回収後は、速やかに避難所管理運営委員会の管理下に置きます。管理に際しては、紛失防止はもちろん、個人情報の保護に十分留意します。

- ②避難者受付カードは、参考資料の「避難所利用者登録票」を参考にしてください。
- ③必要に応じて、避難者受付カード裏面に医療対応や介護の要否、資格・災害応急対策等に役立つ特技等を記入してもらえれば、以後の自主的な避難所運営に役立つ場合があります。

(2) 避難者名簿の作成

- ①名簿チームは避難者受付カードの情報を利用して、避難者名簿を作成します。
- ②個人情報保護の観点から、避難者受付カードおよび避難者名簿の取り扱いには注意するよう名簿チーム内で周知を徹底します。
- ③避難者受付カードや避難者名簿は、名簿チームが責任を持って保管します。
- ④名簿チームは、作成した避難者名簿をもとに避難者数などを把握し、委員会のほか、総務チーム・食料チーム・物資チームに適時連絡します。
- ⑤名簿チームは避難者に関する情報を災害対策本部に報告します。報告は毎日行い、原則として避難者名簿をFAX等で送信します。FAXが利用できない場合には、電話やその他の有効な通信手段（E-mailも考えられますが、一度電子化する必要あり）を利用して避難者名簿の内容を伝えます。

(3) その他

- ①避難者が退所する際には、退出日と転出先を名簿チームに提出してもらいます。退所者の名簿は、後日、必要となることもあるので、名簿

チームが避難者名簿と同様に保管しておきます。

- ②食料等の準備もあるため、名簿チームは、避難者の一時外出について、避難者外出連絡簿に外出先、外出期間、連絡方法等を記載するよう求めます。

6. 安否確認

安否確認は、災害発生から3日間が非常に重要となります。

ただし携帯電話や固定電話は、災害発生直後から数日は全国から安否確認等の連絡が殺到するため電話がつながりにくくなる状態（輻輳^{ふくそう}）になり、電話会社も通信規制をかけることから、つながらない可能性が高くなります。

通常の電話に代わる安否確認の手段として、市立小中学校では災害時に有効な「NTT災害時特設公衆電話」を5台用意しています。これらは災害時にも優先的につながる「災害時優先電話」です。

また、この電話を使用する避難者で混雑することが予想されますので、安否確認の電話であることを認識してもらい、「災害用伝言ダイヤル（171）」の利用を促すなど、多くの人が使用できるようなルールづくりが必要となります。

～参考～ 安否確認手段の例

【災害用伝言ダイヤル（171）】

大規模な災害発生時に使用できるシステムです。これは、固定電話や、携帯電話から利用可能なシステムで、災害時に171をダイヤルして、音声ガイダンスのとおりにより、伝言を録音したり、録音された伝言を確認することができるサービスです。

【災害用伝言板（web171）】

災害時にパソコン等を利用して専用のWebページにアクセスし、伝言を登録・閲覧できるサービスです。（<https://www.web171.jp>）

7. 避難行動要支援者対策

災害対策基本法の一部改正により、災害時に自ら避難することが困難で、避難するのに支援を要する避難行動要支援者の名簿を整備しました。

○避難行動要支援者

＜高齢者＞

- ・要介護3～5で在宅の方

＜障害者（児）＞

- ・身体障害者手帳1・2級の第1種
(心臓・じん臓機能障害のみを除く)
- ・愛の手帳1・2度
- ・精神障害者保健福祉手帳1・2級で単身世帯
- ・市の生活支援を受けている難病患者

＜その他＞

- ・市長が認める者
(高齢者、障害者(児)の範囲にあてはまらない災害時要援護者を含む)

○安否確認の実施(避難行動要支援者)

- ①情報提供に同意のあった避難行動要支援者（災害時要援護者）は、あらかじめ登録されている支援者（地域社協）が安否確認を行います。
- ②情報提供に同意のない避難行動要支援者は、発災時に市職員が学校内に設置した金庫から名簿等を取り出し、シルバー人材センターや避難所運営組織で構成される安否確認コーディネーターに渡します。
安否確認コーディネーターは、支援者や市民等で安否確認チームを作り、安否確認を行うよう指示します。
- ③安否確認チームは、安否確認の結果を安否確認コーディネーターに報告します。
- ④安否確認コーディネーターは、安否確認の結果、避難支援が必要な避難行動要支援者情報を、防災推進員や市民安全パトロール隊で構成される避難支援コーディネーターに報告します。
- ⑤避難支援コーディネーターは、支援者や市民等で避難支援チームを作り、避難の誘導、補助等を行うよう指示します。
- ⑥避難支援チームは、避難支援の結果を避難支援コーディネーターに報告します。

8. 災害時地域支え合いステーション

災害時地域支え合いステーションは、建物の安全確認がとれ、人員体制などが整ったコミュニティセンターで、下記6項目のうち、可能な範囲で実施します。また、おもいやりルームや臨時避難室などは学校避難所と連携して運営します。そのため、避難を希望される方は、学校避難所に避難していただきます。直接コミュニティセンターに行っても入室することはできません。

◆支え合いステーションの役割

- ①地域への情報発信
- ②在宅避難者等への「物資配給」・「相談」
- ③「おもいやりルーム（福祉避難室）」の開設
- ④学校避難所が地理的に遠い住民向けの臨時避難室の開設
- ⑤帰宅困難者の一時滞在受け入れ
- ⑥学校避難所で収容しきれない場合の臨時避難室の開設

施設名	所在地
吉祥寺東コミュニティセンター	吉祥寺東町 1-12-6
本宿コミュニティセンター	吉祥寺東町 3-25-2
吉祥寺南町コミュニティセンター	吉祥寺南町 3-13-1
御殿山コミュニティセンター	御殿山 1-5-11
本町コミュニティセンター	吉祥寺本町 1-22-2
吉祥寺西コミュニティセンター	吉祥寺本町 3-20-17
吉祥寺西コミュニティセンター分館	吉祥寺本町 4-10-7
吉祥寺北コミュニティセンター	吉祥寺北町 1-22-10
けやきコミュニティセンター	吉祥寺北町 5-6-19
中央コミュニティセンター	中町 3-5-17
中町集会所	中町 1-28-5
西久保コミュニティセンター	西久保 1-23-7
緑町コミュニティセンター	緑町 3-1-17
八幡町コミュニティセンター	八幡町 3-3-16
関前コミュニティセンター	関前 2-26-10
関前コミュニティセンター分館	関前 3-16-6
西部コミュニティセンター	境 5-6-20
境南コミュニティセンター	境南町 3-22-9
桜堤コミュニティセンター	桜堤 3-3-11

9. 避難所の運営ルール作成

避難所で共同生活をするためには、一定のルールに従い、助け合いながら生活していくことが必要となります。

(1) ルールを定める上での原則

以下に示すような原則に従って、ルールを定めることが重要です。

- 避難者からの要望等を取り入れて、ルールは委員会で協議して決める。
- 自分たちで決めることにより、ルールを守る気持ちも高くなる。
- 苦しいことも楽しいこともお互いが共有していけるようにすること。
- 乳幼児、お年寄り、障害のある人、ケガや病気の人をいたわり、助けること。
- 決定したルールは掲示板などで避難者が確認できるように掲示する。

(2) 定めるべきルール

定めるべき基本ルールは以下のものがありますが、状況に応じ適宜追加します。

- 避難所の入所や、退所の手続きについて（名簿登録）
- 起床・消灯時間について
（阪神・淡路大震災時の避難所では、起床時間：概ね6～7時頃、消灯21～22時頃）
- 食事・水の配布方法、配布時間、配布場所について
- 不満・要望等の受付について
- 避難スペースの使い方（避難生活場所や委員会本部の配置、屋外スペースの利用方法、使用禁止場所の徹底）について
- トイレの使い方と清掃について
- 当番（掃除・食事など）について
- ゴミの分別などについて
- その他

なお、平常時にルールの原案を定めておくことにより、避難所開設時は、よりスムーズにルールを定めることが可能となります。

10. さまざまな避難者への対応

避難所には、さまざまな支援を必要とする人が集まるため、要配慮者への対応については、避難所として取り組むことが望まれます。

また、被害想定では、避難者数が約 32,000 人にのぼると想定されています。避難所の収容能力には限界があることから、避難者の受け入れに関しては一定のルールを設けることも必要です。

(1) 高齢者、障害者等への支援

①救護チームは総務チームと連携し、避難者の障害の度合いや体力、病状などの状況を判断します。避難所での生活が困難と判断された人については、福祉避難所などの適切な施設へ早期に移動できるよう、市職員等に依頼してください。また、日頃から民生委員や武蔵野市民社会福祉協議会などと連絡を取りあい、連携を密にしておくことも重要です。

②介護を必要とする高齢者・障害者などについては、一定の配慮を要する避難者のための「おもいやりルーム（福祉避難室）」のほか、施設の和室など専用スペースの確保に努めます。また、簡易ベッド、障害者用仮設トイレ、車椅子などの整備に努めます。

③救護チームは、介護トリアージ（仮称）が行われた場合、その結果に基づき避難者の受け入れを行います。

※介護トリアージ（仮称）…避難者（災害時要援護者・避難行動要支援者を含む）の状態に応じ、その避難先を一般避難所、おもいやりルーム、福祉避難所、医療機関等に振り分けること。

④救護チームは、必要に応じて介護するための専門知識及び資格を有する者の派遣の要請や、ボランティアの支援を求めます。

⑤連絡・広報チームは、視覚障害者、聴覚障害者等への情報伝達手段について配慮します。

(2) 子どもへの対応

乳幼児は、月年齢により、心身・発育の成長が著しい時期ですが、身体機能が大人に比べて脆弱なため、清潔の確保や感染症対策が必要です。

①乳幼児のため、保育園を保育園型福祉避難所として位置づけ、受入可能な園児は、保育園において保育します。

②救護チームは、地域の（子ども会などの）住民に協力を求め、避難した幼児の保育活動の支援を行います。

③救護チームは、避難所において、子どもたち自身が避難所のスタッフとしての役割を担うことができるように心がけます。

④救護チームは、専門の知識及び資格を有する者の協力を得て、子どもの心のケアに配慮するようにします。

(3)女性への対応

避難生活において、女性特有の用品の確保、異性の目が気にならない環境、性被害などの犯罪を防ぐ安全な環境などに配慮します。具体的には、「女性の視点に配慮した避難所チェックシート」(資料参照)などで、確認します。

①避難所の運営にあたっては、委員会には女性を加えるなど、女性の視点や子育てのニーズが反映されるような仕組みづくりを心がけます。

②救護チームは、妊婦や乳幼児を伴った女性など、一定の配慮を要する女性について、おもいやりルーム（福祉避難室）などを案内します。

③救護チーム、総務チーム及び衛生チームは、女性のための物干しや更衣、授乳のためのスペースのほか、女性が安心して使用できるトイレ等を確保します。

④物資チームは、女性のための生理用品や下着の配布を行う際には、避難者の心理に配慮し、女性が配布を行うようにします。

(4)外国人への対応

①救護チームは、日本語が不自由な外国人避難者がいる場合は、避難所内または地域内の通訳ができる人を呼びかけ、通訳を依頼します。いない場合は、救護チームまたは総務チームは「武蔵野市災害ボランティアセンター」へ連絡し、語学ボランティアなどの派遣を要請します。
(詳細は「25. ボランティア受入対応」を参照のこと)

②それぞれの運営チームは、外国人への災害情報、物資、食料等の提供についての手段や方法などに配慮します。

(5)傷病者への対応

①原則、傷病者は災害拠点病院等の前に設置される緊急医療救護所へ行きますが、もし避難所に傷病者が来た場合に救護チームは応急手当を施します。重症者の場合は市職員等に要請し、医療機関への搬送の手配をすると共に、それまでの間、医療経験者などの協力を得て、応急処置を継続します。

②多数の傷病者が発生した場合は、市職員等に連絡し、市災害対策本部へ医療チーム派遣などの要請をします。また必要に応じて、災害拠点

病院（武蔵野赤十字病院）等への搬送も検討します。

(6)PTSD(心的外傷ストレス障害)等への対応

被災によりPTSD状態に陥った避難者やDV、アルコール依存症などの問題を抱える避難者等に対して、救護チームは別途組織される「こころのケアチーム」と連携して対応にあたります。

(7)屋外避難者への対応

- ①避難所の敷地内には、テントを持参して寝泊まりする人が出る場合があります。屋内・屋外で避難者への待遇を区別せず、お互いに助け合って対応していきます。
- ②救護チームは、学校敷地外に車中泊者がいる場合は、避難所への入所を呼びかけるとともに、市職員に連絡します。避難所が満員などやむを得ない場合には、水分補給や適度な運動などエコノミークラス症候群※の予防を周知します。

※エコノミークラス症候群とは・・・長時間、同じ姿勢で座ったままでいることで、静脈の血が流れにくくなり、血の固まり（血栓）ができる病気です。血栓が肺に詰まると息が苦しくなり、重症の場合は命を落とす場合もあります。新潟県中越地震では、車を避難所としていた被災者がエコノミークラス症候群となり、命を落とした事例が知られています。

- ③避難所の想定収容人数を超えた場合は、委員会は市職員に、他の避難所で受け入れ可能な状況かどうかの確認を要請し、可能な場合は一部の避難者の方に他の避難所へ移動してもらうことを検討します。
- ④原則として、避難所敷地内への車の乗り入れは禁止します。ただし、車いすの方が自分で運転してきた場合などは、災害対策本部へ連絡し、指示を受けてください。

(8)ペットへの対応

飼い主にとって、ペットは大事な家族です。被災時には、ペットを避難所に連れてくる人が多いと想定されます。一方で、集団生活の中で、様々な方に配慮しながらペットへの対応を行う必要があります。

○ペット滞在ルールの周知、掲示等

避難所へのペットの同行避難は、避難所の中でも飼い主と同室避難を認めることをさすものではありません。

動物が苦手な方や、動物アレルギーの方への配慮のため、人とペットとの居住スペースの区分が必要です。

地域や避難所施設の特性もあるため、避難所ごとに、事前にペットの取扱いについて、どのような動物は避難所で受け入れるのか、ペットスペースはどこにするのか、といったことを話し合っておくことが必要です。

11. 情報の提供

連絡・広報チームが中心となり、避難者全員が正しい情報を共有できるように努めます。

(1)情報取得手段の確保

- ①ライフラインが途絶している場合、巡回・目視も情報収集手段の一つです。
- ②予め避難所に備えてある各通信手段のうち、何が使用できるか、確認します。
- ③初動では、避難者の携帯電話での情報入手ができるようなら、協力を仰ぎます。
- ④電気等が復旧され次第、電話、FAX等を設置し、避難者の通信の途絶に係る不安を取り除くよう努めます。

(2)情報の収集

- ①連絡・広報チームを窓口として情報の一元化を図ります。情報の収集に際しては、正確な情報を得るように心がけます。
- ②連絡・広報チームは、テレビ・ラジオ（むさしのFM78.2MHz）・新聞・インターネットなどの情報を分担して収集します。さらに委員会本部を経由して災害対策本部等からの情報を収集します。
- ③テレビ・ラジオは避難所に備え付けのものや避難者が持ち込んだ携帯用のものなどを使います。インターネットは、施設管理者の了解が得られたときは職員室などに備え付けのパソコンを使用します。
- ④停電等により通信手段が途絶した場合は、連絡・広報チームが定期的に災害対策本部まで出向き、情報収集に努めます。また、災害対策本部、災害ボランティアセンター等に対し、情報を避難所に提供するよう依頼します。

(3)情報の周知

- ①連絡・広報チームは、収集した情報を整理し、避難者に周知します。周知する際には、口頭で伝えることはなるべく避け、紙で掲示します。内容を何度も確かめることができ、情報の行き違いを防ぐためです。
- ②連絡・広報チームは、広報場所に以下の2種類の情報を掲示します。
「広報掲示板」：災害対策本部等からの情報を掲示
「伝言板」：委員会で決定された避難所運営に係わる情報、避難者同士の情報交換、安否確認に関する情報を掲示

避難者には、定期的に広報場所を見るように呼び掛けます。

(「4. 避難スペースの確保など」(1)の「○広報場所」も参照のこと)

- ③避難者に対して、安否、医療・救護、水・食料、生活物資、応急仮設住宅、余震、天候、教育、生活再建、り災証明、義援金などの情報を提供するようにします。特に災害直後は、避難者が不安になっています。また、避難所には、様々な状況の方がいるため、誰にでもわかりやすい情報伝達を行うとともに、情報を入手しにくい方への捕捉手段を用意することが重要です。
- ④連絡・広報チームは、広報掲示板、伝言板に掲載する情報には必ず、発信者・掲載開始日時を掲載し、いつ誰が発信した情報なのかを明確にします。
- ⑤大きな災害が発生した際には、全く根拠のないデマが広がることも考えられます。被災して冷静さを失っていると、普段は気にならないデマでも不安になるものです。人から伝え聞いた話などは、落ち着いて冷静に判断するよう避難者に呼びかけます。また、ロコミによる情報は、情報チームの担当者が実際に確認したうえで広報します。
- ⑥連絡・広報チームは物資チームと連携し、一般の情報を提供する手段として、避難所の部屋ごとにテレビやラジオを設置できるかどうか施設管理者及び災害対策本部に問い合わせます。
- ⑦連絡・広報チームは、不要となった情報も記録、整理して保管するようにします。

※案内掲示等を確保する

障害者や外国人、子どもなど、避難所にはいろいろな方が来ることが想定されるため、生活上必要な掲示物などについては、事前に準備しておくとう便利です。

12. トイレ

避難所生活で、必ず大きな問題となるのがトイレです。

阪神・淡路大震災発生直後は、いたる所で断水し、水洗トイレが使用できなくなりました。神戸市や芦屋市などはトイレの水洗化率が非常に高く、仮設トイレなどの備蓄も少なかったため、避難所はトイレのみならず、庭や側溝など色々な場所が排泄物の山になってしまいました。

さらに、し尿収集業者の数が少なく、処理場自体が被災した地区もあったため、仮設トイレが準備されても収集処理が十分出来ず、仮設トイレのタンクがすぐにいっぱいになってしまい使えなくなったという事例も知られています。

避難所でのトイレに対する要求は非常に大きいため、柔軟に対応できるようにしておくことが重要です。また、仮設トイレなどを設置する場合は、男女を分けるなど配慮が必要です。

市では、避難者50人あたり1基の災害用トイレを確保していくほか、各避難所（都立高校2校を除く）に下水道直結型の災害トイレを整備しました。

(1)水洗トイレの使用

「トイレ利用チェックリスト(様式参照)を参考に、施設内の利用可能なトイレの数を調べます。施設のトイレが使用できない場合、下水が流れず水洗トイレとして使用しない場合は、その旨を掲示し、周知します。

校舎内の水洗トイレは、下水道の配管などに損傷がなく、正常に使用できることが確認できてから使用します。

【上水道が使用可能な場合】

衛生チームは、水に溶けないティッシュペーパー類は流さないように周知します。写真のように別のゴミ袋に捨てる事が出来るようにし、いっぱいになったらゴミとして処理します。なお、トイレットペーパーが不足することも考えられるので、自宅にトイレットペーパーのストックがあれば積極的に持ってきてもらうように日頃から周知しておくことが重要です。



写真 阪神・淡路大震災での避難所の水洗トイレ

紙を流さずゴミ袋に捨てるようにした結果、トイレの詰まりを防ぐことができ、清潔に保たれている事例

【断水している場合】

(水道水以外の水の有効活用)

断水した場合でも、プールの水、非常災害用給水施設の水、炊き出し時のとぎ汁、雨水などは便を流す水として使うことができます。バケツリレーなどでトイレ付近に運んで、ゴミ用のポリバケツなど大きめのバケツやタンク、備蓄用のクラッカーの空き缶などに溜め置きすれば、水洗用の水として使用可能です。

水の運搬にはかなりの労力が必要となるため、避難者やボランティアの協力を仰げるように委員会が調整します。



写真 阪神・淡路大震災で水洗用に水を溜め置きしている事例

ポリバケツだけでなく、クラッカーの空き缶、石油缶などを有効利用して溜め置きしています。

(水使用時の注意)

バケツやひしゃくで水を流す場合は、水洗時と比べて水の勢いがなく、詰まりやすいので、水に溶けないティッシュペーパー類は流さないようにし、前出した写真のようにゴミ袋を別途用意します。

(2)災害用トイレ

避難者が多く、学校のトイレだけでは数が不足することや、発災により建物内の下水道の配管が壊れ使用できなくなるなど、災害用トイレの利用が必要となります。

災害用トイレは携帯トイレ、簡易トイレ、下水道直結型トイレなどが避難所に備蓄されています。避難所以外に市内の公園や防災広場にも災害用

トイレ（マンホール型、スツール型）の整備を進めています。

○携帯トイレ



携帯トイレはビニール、紙製の袋、箱でできた持ち運び可能な簡易トイレで、凝固剤が入っており便をした後はそのままゴミとして処理できます。各避難所に備蓄されています。

携帯トイレ（せいけつさん）

○簡易トイレ



組み立てが簡単で保管場所をとらない簡易なトイレです。簡易トイレ用のテントを組み立て、その中に設置して利用します。各避難所に備蓄されています。

（簡易トイレ（サニターⅡ））

○下水道直結型トイレ



災害時に組み立てて使うトイレです。1基あたり10分程度で組み立てることができますが、事前に練習をしておきましょう。

各避難所に10基（一般用8基・だれでも用2基）配置されています。

（下水道直結型トイレ（だれでも用）テントタイプ）

○マンホールトイレ、スツール型（洋式）災害用トイレ

防災広場や公園等には、マンホールトイレや、スツール型災害トイレが設置されています。



（平常時）

（災害時）

○スツール型災害トイレ

普段はベンチとして利用。災害時には上部のふたを外し、内部に収納されているtentを取り出し、組み立ててトイレとして利用します。

（3）トイレの維持管理（清掃等）

- ①トイレの清掃、手洗い消毒液の交換等はルールを委員会内で定め、避難者同士で交替して行います。
- ②「トイレの使用方法に関する注意事項」（資料参照）を参考に、ルールを定め、避難者が見られるよう掲示します。
- ③清掃用品（モップ、バケツ、ホース、長靴など）が不足する場合は、衛生チームが確認し、市職員を通して調達を災害対策本部に依頼します。

（4）使用者への配慮

トイレの設置にあたっては、ピクトグラムなどを用いて、視覚的に男女の別が分かるように表示します。

また、性的マイノリティの方や異性介護者が使用できるよう、男女双方が使えるトイレについても用意し、誰でも使用できる旨を表示します。

（5）防犯対策

性被害や犯罪を防ぐなど安全性確保の観点から、トイレまでの動線についても留意します。状況に応じて、巡回など見張りをたてる等の防犯対策をとります。

13. ライフライン確保

過去に発生した大規模な地震災害では、停電、ガスの供給停止、断水、電話の輻輳（電話がつながりにくくなる状態）など、ライフラインが使用不可となる事態が発生しています。武蔵野市でもこれらライフラインの復旧までの日数を地域防災計画で想定しています（P. 35 の表参照）

ライフラインとは、一般的に電気、ガス、水道、電話の4つを指しますが、最近ではこれらにインターネットを加える場合もあります。

ライフラインの途絶は、生活に大きな影響を与えます。そのため、避難所においても、早急に電気、ガス、水道、電話、インターネットが使用可能かどうかの確認を行います。さらに、必要に応じて代替手段を確保する必要があります。

(1)電気

- ①電気が使えない場合、避難所の防災倉庫に備蓄されている発電機などを使用します。カセットボンベを燃料とする発電機が備蓄されていることから、住民に対してカセットボンベがあれば持参してもらうよう、普段から呼びかけておく必要があります。
- ②夜間の停電は生活に大きな支障を来すため、住民に対して懐中電灯や乾電池があれば持参してもらうよう、平時から呼びかけておくことが重要です。
- ③電気はライフラインの中で一番早く復旧すると考えられますが（P. 35 の表参照）、通電の際に損傷した電化製品や周囲のものから発火する恐れがあります。避難する際にブレーカーを落とすとともに、電気の供給再開を前に、配線や電化製品まわりの確認（たとえば、ストーブのまわりに燃えやすい紙などが散乱していないか、など）が必要です。
- ④多くの人が一斉に電力を消費すると、ブレーカーが落ちることが考えられます。そのため、委員会では、避難所スペースとなる場所で個人が自由に電気を使用しないように避難所ルールで決めておく必要があります。（消費電力の大きい電気ストーブなどの使用には特に注意）
- ⑤使用可能な電力が限られている場合は、照明を優先します。

(2)ガス

- ①ガスが使えない場合に備え、カセットコンロ・カセットボンベが避難所には備蓄されていますが、数も限られているため住民に対してカセットコンロ・カセットボンベがあれば持参してもらうよう、普段から呼びかけておく必要があります。

- ②ガスの復旧に時間がかかる場合は、物資チームは災害対策本部を通して、東京都や（一社）東京都LPガス協会の協力を得てLPガス（プロパンガス）を救援物資として調達することも検討します。

(3)水道

断水の場合は、避難所に設置されている非常災害用給水施設を用いて飲料水を確保します。（飲料水としては、1人あたり1日3リットルの水を目安とします）

（詳細は、「14.食料・水・救援物資などの管理・配給」を参照のこと。）

(4)電話（「6.安否確認」も参照のこと）

- ①携帯電話や固定電話は、災害発生直後から数日は、全国から安否確認等の連絡が殺到するため電話がつながりにくくなる状態（輻輳^{ふくそう}）になり、電話会社も通信規制をかけることから、つながらない可能性が高くなります。

- ②通常の電話に代わる安否確認の手段として、市立小中学校では、災害時に有効な「NTT災害用特設公衆電話」を5台用意しています。これらは災害時にも優先的につながる「災害時優先電話」です。

※災害用伝言ダイヤル(171)は携帯電話・固定電話のいずれからでも利用が可能です。

(5)インターネット

- ①東北地方太平洋沖地震では、固定電話や携帯電話がつながりにくかったのに対し、ブロードバンドを用いたパソコンによるメールやWeb閲覧は問題なく使用できた、との報告もあります。停電時は使用ができませんが、有効な通信手段となる可能性があります。

- ②インターネットは、施設管理者の了解が得られたときは職員室などに備え付けのパソコンを使用します。（「11.情報の提供」(2)③も参照のこと）

【参考】ライフラインの復旧日数

地 震 名	電力	ガス	水道	電話
兵庫県南部地震 ¹⁾	6 日	85 日	90 日	14 日
東京湾北部地震 (M7.3) 発生時予想復旧日数 ²⁾	7 日	60 日	30 日(上水道) 30 日(下水道)	14 日

1) 阪神・淡路大震災調査報告書 平成 7 年 7 月 東京都

2) 東京都地域防災計画震災編 平成 26 年修正 東京都防災会議

14. 食料・水・救援物資などの管理・配給

食料や水・救援物資などは公平に分けることが原則です。武蔵野市でも、食料・水について想定避難者数を32,000人として3日分の備蓄を進めています。

(1)食料などの配布

①地域防災計画では、1日目はクラッカーとし、それ以降は可能な限り米飯給食等、順次充実した内容で供給していくこととしています。

<給食例>

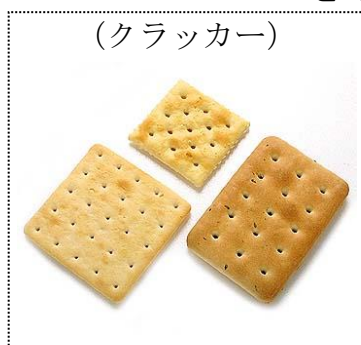
1日目：クラッカー×3食

2日目：アルファ化米×1食、パン・おかゆ×1食

副食（缶詰）×1食

3日目：アルファ化米×2食、缶詰×1食

4日目以降：炊き出し、副食、救援物資等などを用いて順次充実させていきます。



②災害はいつどのような規模で発生するか分かりません。そのため、**「原則として公平に分配しますが、足りなくなるような場合は、子どもや高齢者などに優先して配布したり、配布物資を分割して食べてもらったり、工夫をする」**ようにします。

③食料チームは、食料などを避難者に配給します。配給時間はあらかじめ決めておき、掲示板等で周知します。

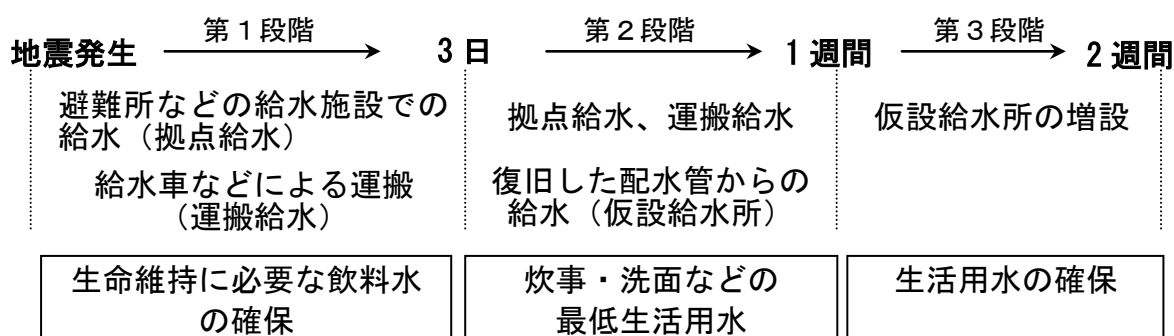
④自宅で生活を継続している被災者等にも配給する必要があります。

⑤自主的に自宅で水や食料の物資を備蓄していた避難者には、それらの備蓄物資を積極的に利用してもらうようにします。

⑥食料チームや物資チームは、夏期など気温が高い時期は、腐敗など食品の衛生管理には充分注意を払い、賞味期限を確認し安全確認をしたものから計画的に使用します。びん、缶詰などの保存可能な物以外から使用していきます。

(2)水の確保

①飲料水は1人あたりペットボトル1本（500ml）程度の備蓄となりますので、市立の学校避難所などの給水施設を活用します。武蔵野市の災害時の水の給水方法は、災害発生からの時間の経過に応じて以下の通りに考えられています。



②避難所などの拠点となる場所には、給水施設が以下の通り設置されています。災害発生直後に避難所では、非常災害用給水施設をメインに使用することになります。

拠点給水施設表

（平成30年4月現在）

種 類	概 要	場 所
非常災害用給水施設	市立小中学校などの避難所にある深井戸です。自家発電装置が設置されているので、停電時にも水をくみ上げることができます。	都立武蔵高校、都立武蔵野北高校をのぞく各避難所に設置されています。
飲料水兼用耐震性貯水槽	耐震性の水槽です。配水管の破損等により水圧が低下した場合、緊急遮断弁が作動して飲料水が確保されます。	境南防災広場、吉祥寺西公園、南町防災広場、吉祥寺南町コミュニティセンター、都立中央公園の5箇所
災害対策用井戸	市内の民間所有の井戸のうち、条件をみたすものを所有者の同意を得て災害対策用井戸に指定しています。応急給水を実施するための水源となります。	市内28箇所 （年によって変動する可能性あり）

③市内には浄水場が2箇所あり、運搬給水拠点として常時7,000tの水が確保できます。時間の経過に伴い、給水車などを利用して拠点まで水を運ぶことで、より多くの水を配布することができるようになります。

- ④応急復旧により復旧した配水管に仮設給水管を設置し、仮設給水所を設けることが可能となります。

(3)その他物資の配布

- ①避難所には備蓄倉庫が備え付けられており、以下の物資が備蓄されています。

(食品) クラッカー、アルファ化米、副食（缶詰）、粉ミルク等
(生活用品) 生活用品セット、毛布、マット、紙オムツ(乳幼児用、大人用)等
(調理器具) 炊出し釜、カセットコンロ等
(貯水、用水) 防災タンク等
(救護用品) 救急箱、担架、簡易ベッド等
(トイレ) 組み立て式トイレ、簡易トイレ等
(ラジオ) ラジオ等
(運搬道具) リヤカー、平型2輪車等
(工具など) 小型発電機、ライトボーイ、ハロゲン投光器、救助用工具セット、簡易防塵マスク、防水シート等

- ②物資チームは、物資配布の日時はあらかじめ決めておき、掲示板等で周知します。必要に応じて、自宅で生活を継続している被災者、避難施設入所者等にも配給を実施します。

- ③食料チームや物資チームは、粉ミルク・紙オムツなど特別な配給をする場合は、委員会に確認の上個別に対応します。

- ④時間の経過に伴い、外部からの支援物資などが届くことが予想されます。避難所で直接受け取る体制にすると、物資の荷下ろし、一時保管などの手間で担当者に大きな負担がかかるほか、必要のない物資なども届く場合があります。そのため、市内の以下の輸送拠点に保管されている物資を、逐次必要なときに災害対策本部に要請します。

緊急物資輸送拠点：武蔵野総合体育館（住所：吉祥寺北町5-11-20）

- ⑤食料チーム、物資チームは、避難者に必要な食料や物資などの内容、数量を取りまとめ、避難所にいる市職員へ要請をします。その際には、余剰物資が発生しないよう注意が必要です。

15. ゴミ対応

阪神・淡路大震災や新潟県中越地震時には、避難所から大量のごみが発生しました。しかし、災害直後はゴミ処理施設が被災するなどして各自治体の収集能力が充分ではなく、避難所で定められたゴミステーション以外に運動場などにゴミが積まれる場合もありました。また、処理能力を補うため民間業者や他の自治体の協力を得てゴミ処理を実施したことも報告されています。

武蔵野市においても、災害時のゴミ排出は膨大になると予想されます。被災地の環境保全の緊急性から、市ではゴミ処理を「第1次対策」「第2次対策」に分けて対処することとしています。

(1)第1次対策

衛生上速やかに分別の徹底が必要です。処分場への短期間大量投入が困難なため、環境保全に支障のない公園等を利用して、「一次集積場所候補地」（軟式野球場：武蔵野市緑町3-1を予定しています）を確保します。



一次集積場所候補地のイメージ
(写真：阪神・淡路大震災時に学校の校庭に設置された臨時ゴミ積置場)

(2)第2次対策

一次集積場所候補地のゴミは人員や器材等を確保して、処分場等へ搬出する必要があります。

災害発生直後は、道路の被災などにより車が通行できない状況が想定されます。そのため、避難所では一時的にゴミの処分場への運搬が滞る可能性があります。以下の点に注意してゴミ対応を行いましょう。

- ①ゴミの処分場への運搬が難しい状況を説明し、避難者に対して、できるだけごみを出さないよう呼びかけます。
- ②避難所内でのゴミ集積場は、委員会等で協議の上、なるべく屋外の日光の当たらない、ゴミ収集車両がアプローチしやすい場所を指定します。指定したゴミ集積場は、掲示等を行い避難者への周知徹底を図ります。

- ③避難者は、燃やすゴミ、燃やさないゴミなど武蔵野市の分別方法に従ってゴミを分別し、所定の場所へ整然と置くようにします。
- ④各家庭で発生したゴミを避難所に持ち込むことは禁止します。
- ⑤常設、仮設トイレで発生した排泄物のゴミについては、特に衛生状態に注意し、仮置の場所を指定します。また、糞便と通常ゴミは必ず分別します。排泄物は専用の運搬車で収集してもらう必要があります。
- ⑥避難所内や空き地でゴミを焼却したりゴミを埋めたりすることは禁止です。



避難所でのごみの分別

16. 健康・衛生管理

避難所では、多くの人が同じ場所で生活するため、保健衛生の面で以下の点が問題になることが予想されます。

■衛生面に関する問題

- ・ゴミが大量に発生し、清掃が十分でない状況が続く
- ・トイレの清掃が十分でない
- ・風呂が使えない
- ・食中毒の可能性がある（食料の安全性）

■健康面に関する問題

- ・トイレに行かないで済むよう水分摂取を控える結果、脱水症状やエコノミークラス症候群になる場合がある
- ・運動不足になりやすくなる
- ・十分に睡眠・休息をとれないことによる体力低下
- ・精神的ストレス
- ・体力低下による疾病などの二次的被害
- ・限られたスペースで多くの人が共同生活を営むため、風邪、インフルエンザなどの感染症拡大

これらの問題への対策を示しました。以下を参考に、健康状態の維持に努めるようにします。

(1)ゴミ

- ①ゴミは種類別（可燃、不燃など）に指定された場所に必ず捨てるようにします。
- ②避難所を定期的に清掃することにより、清潔に保つことができます。（清掃に関する詳細は「20. 避難所の清掃・整理整頓」を参照のこと）

(2)トイレ

- ①感染症やトイレに行くのを我慢して水分を控えるなどの健康被害を防ぐために、トイレの衛生環境を確保しましょう（トイレ対応の詳細は「12. トイレ」を参照のこと）。
- ②トイレットペーパーが不足することが予想されるため、避難者に各家庭からトイレットペーパーを持ち寄ることを呼びかけます。
- ③委員会において、施設の管理や保険衛生を担う班等が中心となって、トイレの掃除について決めていきます。

- ④住民の方の協力を得ながら、特定の人に偏らないよう、分担します。
- ⑤男女トイレの清掃は、それぞれが担うか、困難な場合はその間は別の場所を利用してもらうようにします。
- ⑥トイレの清掃作業に従事した後は、調理作業は避けてください。

(3)食事への対策

- ①衛生管理の観点から、食器はできるだけ使い捨ての紙コップ、紙皿、割り箸を使うようにします。また、ラップを巻いて食器を使えば、ラップ交換で繰り返し使用することができます。
- ②配給された食事を残しておき、それを後で食べることで食中毒にならないよう周知します。

(4)健康管理

- ①風邪の防止、食中毒発生の防止のためにも、避難者にうがい、手洗いを励行するようにします。消毒液が配置できると理想的です。
- ②衛生チームは、健康管理について避難者に十分注意するよう周知します。

(5)運動

- ①阪神・淡路大震災では、避難者による避難所周辺のゴミ拾い活動を実施したところ、避難者の雰囲気明るくなったという事例があります。
- ②新潟県中越地震では、水分をあまり補給せず同じ姿勢のままでいたことにより、血液の流れが悪くなり、血管の中に血栓ができるなどのエコノミークラス症候群になった避難者が多くいたことが知られています。水分の補給とともに、折を見て適度に体を動かすようにしましょう。
- ③新潟県中越沖地震では、15時にテープをかけて、ラジオ体操を実施した避難所がありました。ラジオ体操には多くの高齢者が参加したほか、在宅被災者の人も体操をしに避難所まで来るなど、好評だったと報告されています。



ラジオ体操の参加風景
(新潟県中越沖地震)

(6)病気への対策

- ①感染防止のため、住民や避難所への来所者等に対して、マスクを持参、着用するように呼びかけておく必要があります。
- ②インフルエンザなどの感染症が発生した場合、避難所では周囲の住民に感染が拡大する可能性が高いため、感染した避難者は早急に別の部屋で生活してもらうことが望まれます。
- ③阪神・淡路大震災では、避難所の寒さなどが原因で体力が低下し、避難した住民が肺炎にかかる事例がありました。肺炎予防のため、うがいを励行するほか、体力低下を防ぐため、保温に努めてもらうなどの対策が必要です。
- ④阪神・淡路大震災では、心に傷を深く受け「心的外傷後ストレス障害（PTSD）」となった住民がいたことが知られています。医療救護所の医師等と相談して、専門家に診てもらうことが望ましいですが、被災者の話を聞いてあげることも重要です。
- ⑤災害時におけるストレス反応は、被災者と同様に救援に携わる人も体験することになります。救援者自身も、無理をせず、十分な休養をとれるようにすることが重要です。

健康・衛生管理のまとめ

- ・水分をとる。
- ・運動をする。
- ・休息（睡眠）をとる。
- ・感染症患者は、別の部屋に移ってもらう
- ・こまめに手洗い・うがいをする

17. プライバシー確保

避難所では、多くの人が限られたスペースの中で共同生活することを余儀なくされます。特に災害直後は避難してきた人であふれかえり、スペースの確保もままならない状況となることも考えられます。阪神・淡路大震災発生直後は、避難所での介護を必要とする人たちのプライバシー確保（医療用装身具やオムツの取り替え時などのスペースの確保）も難しかったことが報告されています。

また、避難所生活が数日経過すると、避難場所が“生活場所”としての性格が強まり始めることから、間仕切り板などを設置して、共同生活の中にも最低限のプライバシーが確保できるような工夫も必要になるでしょう。

避難者が安心し、安全に避難生活を送れるように、避難者同士の見守り体制（避難所内外の巡回の実施など）を確保するとともに、マスコミやボランティア対応の窓口を一本化するなどの対応が必要です。

プライバシーの確保は、以下の点に注意してルールを定めることが必要です。

(1)災害直後

①避難スペースの不足が著しい時期ですが、以下に示すような人たちには、避難所に備蓄されているプライベートルーム（組み立て式の簡易部屋）を使って、プライバシーを確保することが必要です。

- ・ 介護を必要とする人（オムツや医療用装具のとりかえなど）
- ・ 女性（着替え、授乳など）



プライベートルーム
イメージ図

②避難所には、原則として避難者以外は入れないようにします。

- ③来訪者があった場合には、受付でまず対応し、委員会が決めた来訪者用の面会スペースで面会することを原則とします。(プライバシーだけでなく防犯面からも、むやみに人が出入りできるようにしない)

(2)災害発生から数日後

時間の経過と共に、避難所では個人や家族間でのプライバシーの確保が求められるようになります。必要に応じて、ブルーシート、毛布、卓球台、段ボールなどの仕切りになりそうな物を利用して仕切り代わりにします。

18. 防火対策

避難所の火災の発生を未然に防止するとともに、万が一火災が発生した場合には、その被害を最小限にとどめるため、次に掲げる防火安全対策を図る必要があります。

(1)防火担当責任者等の決定

委員会で防火担当責任者等を決め、防火対策を行いましょう。

(2)火気管理の徹底

避難所の居室スペース内では、コンロ等の調理器具の使用は抑制します。

石油ストーブ等の暖房器具を使用する場合は、転倒防止措置を図るとともに、衣類、寝具等の可燃物から安全な距離を保ちます。

(3)消防用設備等の確認

消火器、避難器具等の設置位置、操作要領等を把握するとともに、地震等により消防用設備等が使用できない状態になっていないかを確認します。

消防用設備等が破損等している場合は、委員会に報告し、施設管理者と、点検及び修理の措置をとるとともに、避難者が使用しないよう「使用不能」の表示をします。

(4)施設等の避難経路の確認

階段、通路等の避難施設は、火災発生時、安全な避難ができるように不要な物件等が置かれていないことを確認します。

避難口又は地上に通ずる主たる通路に設ける戸は、鍵等を用いず、容易に開放できるように管理します。

(5)喫煙場所の管理

喫煙場所は、非喫煙者への影響や火気管理のためにも別に定める必要があります。

喫煙コーナーを設置する場合は、掲示物などにより避難者へ通知します。

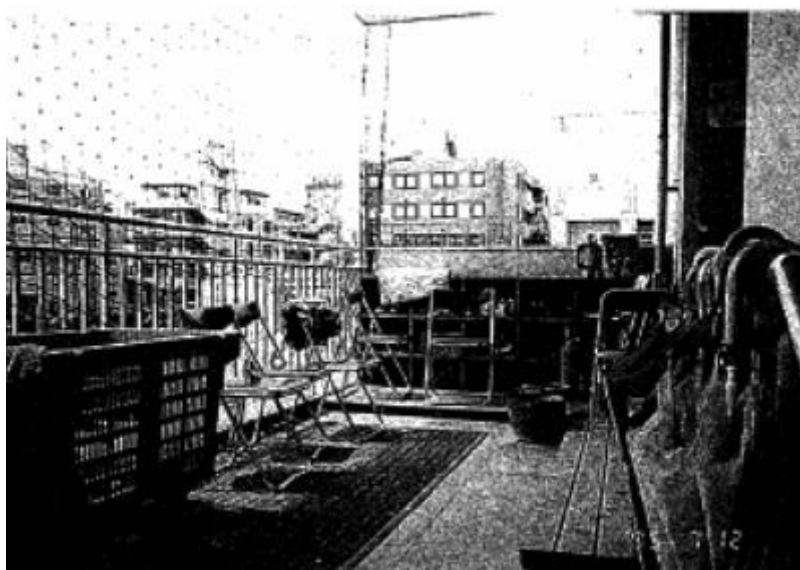
喫煙コーナーには灰皿、消火用水バケツを設置し、吸い殻の処理や清掃は、喫煙者自身で行うことを要請します。

(6) 放火防止対策

避難所の屋内及び屋外、喫煙所、ごみ集積所等は、整理整頓に努めるとともに、定期的に巡回し、警戒に当たります。

(7) 避難所利用者への注意事項の周知徹底

「防火安全に係る注意事項」（資料参照）を参考に、避難所の見やすい場所に掲示し、避難所を利用する方への周知徹底を図ります。



阪神・淡路大震災時、学校に設置された喫煙場所

19. 防犯対策

過去の災害時には、残念ながら、被災でのショックや、様々な方が出入りするという状況の下で、窃盗などの犯罪やDV・性被害・性暴力が起こる事態もありました。

避難者が心から安心して安全に避難生活を送れるよう、治安を維持する必要があります。

(1) 避難者同士の見守り体制の確保

- ① 2人以上の当番制で、避難所内外の巡回を行います。
- ② 部外者が避難所を訪れた際には、必ず受付窓口への立ち寄りを求め、身分等を確認し、無断で避難所に立ち入ることのないよう管理します。
- ③ 犯罪被害に遭いやすい女性、児童、高齢者が夜間に単独行動をしないよう、また必要に応じて見守りをします。

(2) 仮設トイレ・マンホールトイレの防犯対策等

- ① 女性、児童、高齢者等から危険な箇所などを聞き取り対応します。
- ② プライバシーの確保にも配慮しつつ、パーテーションの配置や高さを留意するとともに、できるだけ死角をつくらないようにします。
- ③ 特に夜間には、トイレ・入浴施設とそこに至る動線の照明を確保します。

20. 避難所の清掃・整理整頓

避難所では、掃除当番や、自身の身の回りの整理などで、避難所自ら掃除に関わる体制を築きます。また、避難所の清掃という共同作業を避難者が行うことにより、コミュニケーションのきっかけとなることも期待できます。

- ①（ルールの設定）委員会で、避難所内の清掃の方法、時間帯、ルールなどを決定します。
- ②（共有部分の清掃）共有部分の清掃は、居住しているグループを単位に当番制にするなど、ルールを決めて清掃を行います。
- ③居住部分の清掃は、毎日1回は清掃時間を設け、換気や寝具を整えるなどの簡単な清掃を行ってもらうようにします。
- ④避難所から退去する人には、後に何も残さないようにきちんと清掃するよう徹底します。

21. 暑さ・寒さ対策

夏季や冬季には、暑さ・寒さ対策が必要ですが、その感じ方は個人によって異なり、体調や健康状態によっても変わってくるので、自分で対策することが重要です。

(1)暑さ対策

- ①可能な範囲で、扇風機などの調達を市職員に依頼します。
- ②夏期高温期の食品衛生を確保するため、冷蔵庫の設置などを市職員に依頼します。
- ③熱中症にならないよう、スポーツドリンクなどを飲むなどして水分や塩分の補給をこまめに行うことを避難者に呼びかけます。

(2)寒さ対策

- ①冬期は避難所の床は冷え切っていますが、段ボールを床に敷くなどの工夫をすることで床の冷たさを和らげることができます。
段ボールなどが不足する場合は、市職員に依頼します。
- ②手袋などの必要な物は、委員会で数などをとりまとめて市職員に依頼します。
- ③備蓄している赤外線暖房機（２基）を使用します。



22. 各関係団体への連絡・連携

災害発生時には、迅速で的確な対応を行うためにも、正しい情報収集や情報提供が不可欠となります。そのために、各関係団体との連携が必要であり、これら団体との連絡手段を確保する必要があります。

(1)災害対策本部との連絡手段の確保

- ①基本的には、災害対策本部への連絡は市職員が行いますが、市職員が不在で緊急の場合は、委員会が直接災害対策本部への連絡をします。
- ②災害時には電話が輻輳^{ふくそう}し、通常の固定電話や携帯電話は不通になる可能性があります。避難所ではできるだけ電話がつながるようにするため、市内の小中学校には災害時に有効な「N T T 災害用特設公衆電話」が5台用意されています。

(詳細は「6. 安否確認」を参照のこと。)

(2)電話以外の連絡手段の準備

以下に示す電話以外の連絡手段も、施設管理者や市職員と協力して確保できるように努めます。

- ①無線機（トランシーバーや防災行政無線など）
- ②インターネット（停電の場合は使えませんが、電話よりもつながりやすい）
- ③オートバイや自転車を使った伝令



23. 電話問い合わせへの対応

災害直後は、避難所へ電話による問い合わせが殺到することが予想されます。しかし、避難所には限られた回線しかありません。できるだけ効率的な対応が出来るよう、以下の点に注意して下さい。

- ①避難者の中に配偶者からの暴力、ストーカー行為、児童虐待等の被害を受けるなど、加害者から追跡されて危害を受けるおそれのある方がいる場合は、居所等が知られることのないよう、個人情報の管理を徹底します。
- ②電話で避難者の問い合わせがあったときは、先方の氏名を確認の上、避難者名簿と照合し、名前の有無を伝えます。
- ③電話で照会の要望があった場合は、掲示板等で伝え、避難者から改めて連絡してもらう方法を原則とします。受信状態のままで呼び出しをしないようにします。（回線が塞がるため）
- ④問い合わせ対応者は、受信日時、問い合わせのあった避難者の氏名と住所、問い合わせをしてきた相手の氏名と連絡先を記録します。問い合わせ者に伝える内容としては以下も参考にして下さい。
 - ・どなたを捜していますか。捜している人の住所と名前を教えてください。
 - ・ここでは問い合わせがあったことを避難者に伝えるのみで、呼び出しはしません。
 - ・あなた様の連絡先とお名前を教えてください。
 - ・なお、連絡がとれない場合がありますが、それ以上の対応はできませんので、ご理解ください。
- ⑤問い合わせのあった避難者がいないことも多いので、掲示板に、電話受付等のお問い合わせコーナーを設け、掲示するようにします。
- ⑥避難所への来訪者は、受付で手続きをします。連絡・広報チームは、避難者の呼び出しを行い、所定のスペース(P. 15 来訪者用の面会スペース を参照のこと)で面会するようにします。来訪者が少ない場合は、他の避難者と接触しない場所を指定します。
- ⑦郵便物については、宛名と避難者名簿を照合した上で、受付で一旦受け取り、掲示板などで周知するものとします（本人が避難所のどこにいるか分からないことが多いため）
- ⑧連絡・広報チームは、携帯電話の災害伝言板の利用を呼びかけます。

24. 避難所でのマスコミ対応

避難所の状況を正しく発信するために、発信する情報の種類、発信方法、マスコミ対応の仕方などについて、方針を決めておくことが重要です。

避難所におけるマスコミの取材活動は、

<短所>

- ・取材などにより、避難者のプライバシーをめぐるトラブルが発生する可能性がある。

<長所>

- ・被災地の現状を全国に発信することができる。
- ・必要な情報を避難所に提供してもらうことができる。

といったように、短所もあれば大きな長所もあります。

一定のルールを定めた上で節度ある取材を許可することにより、マスコミの取材を上手に活用することも必要です。



新潟県中越沖地震における避難所での取材に関する貼り紙

○ルールづくり

取材や調査を希望する方への対応方法について「マスコミ・調査希望者向け掲示」（資料参照）を参考に、外部向けに周知します。

プライバシーをめぐるトラブルの発生を未然に防ぐことができるよう、委員会でマスコミ対応の窓口を一本化し、必ず窓口を通じて行います。また、ルールをあらかじめ作っておくことが重要です。以下に示した例を参考にして下さい。

- ①取材・調査等については「取材・調査等受付票」（資料参照）により、申し込んでもらい、記録を残します。
- ②避難所で取材・調査を行う人には、腕章やバッジなど、身分が明らかにわかるものを身につけるように依頼します。

- ③避難所内の見学を行う場合には、必ず担当者等が付添います。
- ④避難所は避難者の生活の場であることを踏まえ、そのプライバシーを守ることを第一とすることが必要です。生活スペース等への立入り取材・調査は、1)「対応しない」、2)「スペースを使用する避難者全員の同意を得て行う」、3)「対応してもよい方だけのスペースとする」などの方法があります。
- ⑤取材・調査を受けた内容が、正しく報道・発表されているか確認することも重要です。
- ⑥時間や場所を定めて取材を行う。避難者の生活スペース内での立ち入り取材は基本的に断るものとし、避難者全員の同意を得た場合のみ行うものとします。
- ⑦ルールを守らない報道関係者の取材は断ります。
- ⑧マスコミからの避難者の安否に関する問い合わせについては、避難者名簿に公開を可とした避難者の情報のみを公開します。
- ⑨避難者が個人的に取材を了解しているケースなどでは、他の避難者に迷惑のかからない場所で取材を許可します。



新潟県中越沖地震における避難所での取材状況

25. ボランティア受入対応

阪神・淡路大震災や新潟県中越地震時などには、多くのボランティアがいち早く被災地に駆けつけ、救援活動等に従事し非常に重要な役割を果たしました。



市は災害発生時には、ボランティア活動拠点となる「武蔵野市災害ボランティアセンター」を「武蔵野市民文化会館（住所：武蔵野市中町 3-9-11）」に設置し、武蔵野市民社会福祉協議会などと連携して効率的なボランティア活動ができる体制をつくります。

ボランティアセンターの主な役割は以下の通りです。

- ・ボランティアニーズの受け付け
- ・ボランティアの受入れ
- ・情報の提供
- ・必要な避難所へのボランティア配置
- ・外国人の支援（語学ボランティアの配置）
（武蔵野市国際交流協会の支援のもと）

総務チームはボランティアの要望があった場合、「職員派遣・ボランティア応援依頼書」（資料参照）を活用し、武蔵野市災害ボランティアセンターに要請し、避難所へボランティアの派遣を調整してもらいます。

26. 帰宅困難者対応

通勤や買い物などで自宅から離れたところで災害に遭い、交通機関のストップ等により帰宅する手段が奪われてしまった方々を「帰宅困難者」といいます。

首都直下地震(M6.9)が発生した場合、武蔵野市では帰宅困難者が約5万人発生し、さらに都心から西へ向かう多くの帰宅困難者が武蔵野市を通過することが想定されています（被害が最大となる冬の夜の場合）。

八都県市では、コンビニエンスストア・ファミリーレストランなどと帰宅困難者支援協定を締結しています。これらの場所では、災害発生時に(1)水、(2)トイレ、(3)情報の提供などの支援を受けることができます。東京都では、帰宅支援ステーションとして、都立学校を指定するなどして、水道水、トイレ、テレビ・ラジオ等による情報提供を行います。

避難所は帰宅困難者ではなく、住民を対象としていますが、避難所に帰宅困難者が来所する場合もあると考えられます。以下の点に注意して、帰宅困難者の支援を行いましょう。

(1)食料・物資の提供

可能な範囲で食料・物資の提供を行うべきですが、それにより避難所に避難している人たちへの支援に支障が出る場合は、災害対策本部と協議の上、対応を考えるものとします。

(2)トイレ・休憩場所の提供

- ①幹線道路沿いなど通行量の多い場所に誘導のための表示を行うと有効です。
- ②不要なトラブル回避・避難者のストレスの回避のためにも、休憩場所は避難者の生活空間とは別に設置する必要があります。

(3)情報の提供

現在の交通状況や、近隣の情報を提供します。

27. 避難所撤収

学校の本来の用途である教育の場としての機能をできるだけ早く再開するため、ライフラインの復旧などが進めば、避難所の撤収の準備を進めていく必要があります。時期等については、避難者と十分な話し合いを行い、理解を得ることが重要です。できるだけ、代表者だけでなく、多くの避難者と話し合う必要があります。

- ①ライフラインが復旧したら、避難所は撤収に向けた準備に入ります。
この時期には、退所する避難者の数も増え、委員会も縮小傾向に向かいます。
- ②福祉避難所についても、要配慮者で自立が可能な方は落ち着き先の確保と生活再建に向かいます。施設入所が必要な方については、専門職の見立てやマッチングにより、各人に適した施設種別への入所を調整します。
- ③避難所から生活の場を移すことを実感できるように、ライフラインの復旧状況の周知や、支援情報の提供などを行います。
- ④避難所の撤収に伴う片付けや清掃、学校の再開準備について、避難者はもとより、地域住民やボランティアの協力を得て行うことが必要です。
- ⑤住居をなくした人に対しては、避難所撤収後は長期受け入れ施設などで対処します。
- ⑥委員会は、原則として避難所撤収をもって解散します。

28. 記録の作成

災害対応の詳細な記録を残すことが、後世への教訓として非常に有用な資料となります。

①時間の余裕が無い中で、その記録を残すことは大変ですが、避難所内の情報を記録として一本化し、委員会での会議の内容や避難所での出来事を正しく記録に残すことが、今後の避難所のあり方、ひいては後世への教訓として、貴重な資料となります。

②総務チーム内に記録係を置くなど、当初から記録を残すための取り組みをすることが理想的です。また、どんなことでもメモを残すことが大切です。

③記録の項目については、日々の業務の中でどのような問題が起こり、どのように対応し、克服したのかというなどが考えられます。あらかじめ様式を検討しておきましょう。

(記録のための様式：参考資料を参照のこと)